

提出書類一覧（新規用）

要件	提出資料	資料の内容等
コーティングに関する資料 規則62条の2の2 第1号イ	コーティング施工要領書 施工管理記録	○コーティング種別 ○樹脂の種類 ○危険物の種類・品名・貯蔵温度 ○塗布範囲（排水管理高さ） ○コーティングの施工要領 ○コーティングの施工要領に基づく管理記録表
底部の外面腐食 規則62条の2の2 第1号ロ	裏面防食 雨水浸入防止措置	○裏面防食の図面と仕様書 防食材料・施工範囲・仕様等が分かるもの ○雨水浸入防止措置の図面と仕様書 被覆材の種類・施工範囲・施工日・仕様等が分かるもの
底板の板厚 規則62条の2の2 第1号ハ	底板の板厚測定記録	自主検査結果に基づき板厚最小値・平均値（詳細測定）の結果をまとめたもの
タンク構造上の影響 規則62条の2の2 第1号ニ	補修関係 変形状況	○補修基準に適合しているか分かる資料 ・ 補修経過 ・ 底板図（溶接間距離が明示してあるもの）等 ○隅角部測定記録 ○底部状況（等高線図） ○著しい沈下、歪み、変形等がある場合の測定記録等
不等沈下 規則62条の2の2 第1号ホ	不等沈下量	○不等沈下記録と測定時の液面高さ記録
地盤の安全性 規則62条の2の2 第1号	年平均沈下量	○ベンチマークからの沈下量測定記録 （測定時の液面高さ含む） ○地盤層状
維持管理体制 規則62条の2の2 第1号ト	教育訓練状況 巡視点検状況 事故発生状況 措置命令状況 違反状況	○過去一年間の保安作業従事者への教育訓練実施資料 ○過去一年間の保安のための巡視点検実施資料 下記事項の有無に関する事業所申告資料（過去3年間） ・ 事故が発生していないこと。

提出書類一覧（既存用）

要件	提出資料	資料の内容等
既存コーティングの評価に関する資料	既存コーティングの検査要領書 既存コーティング検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存コーティングの検査条件等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄温度、膨れ面積の算定方法等 ○ 既存コーティングの検査結果 ○ 既存コーティングの種別と貯蔵危険物 ○ 既存コーティングの経過年数
コーティングに関する資料 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号イ	コーティング施工要領書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧部 ・ 補修部 施工管理記録	<ul style="list-style-type: none"> ○ コーティングの種別 ○ 樹脂の種類 ○ 危険物の種類・品名・貯蔵温度 ○ 施工範囲（排水管理高さ） ○ コーティングの施工要領 ○ コーティングの施工要領に基づく管理記録表
底部の外面腐食 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号ロ	裏面防食措置 雨水浸入防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 裏面防食措置の図面と仕様書 防食材料・施工範囲・仕様等が分かるもの ○ 雨水浸入防止措置の図面と仕様書 被覆材の種類・施工範囲・施工日 仕様等が分かるもの
底部の板厚 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号ハ	底部の板厚測定記録	自主検査結果に基づき板厚の最小値・平均値（詳細測定）の結果をまとめたもの
タンクの構造上の影響 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号ニ	補修関係 変形状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補修基準に適合していることが分かる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補修経過 ・ 底板図一溶接間距離が明示してあるもの等 ○ 隅角部測定記録 ○ 底部状況（等高線図） ○ 著しい沈下、歪み、変形等がある場合の測定記録等
不等沈下 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号ホ	不等沈下量	○ 不等沈下記録と測定時の液面高さ記録
地盤の安全性 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号ヘ	年平均沈下量	<ul style="list-style-type: none"> ○ ベンチマークからの沈下量測定記録（測定時の液面高さ含む） ○ 地盤層状
維持管理体制 規則 6 2 条の 2 の 2 第 1 号ト	教育訓練状況 巡視点検状況 事故発生状況 措置命令状況 違反状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去一年間の保安作業従事者への教育訓練実施資料 ○ 過去一年間の保安のための巡視点検実施資料 下記事項の有無に関する事業所申告資料（過去 3 年間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故が発生していないこと。 ・ 消防法第 1 2 条第 2 項に基づく措置命令を受けていないこと。 ・ 消防法第 1 4 条の 2、第 1 4 条の 3 及び第 1 4 条の 3 の 2 の規定に関する違反がないこと。